

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

大量・高額! 教材販売目的の 家庭教師派遣にご注意!



事例

家庭教師派遣の契約の際、授業に使用する学習教材として3年分まとめでの購入を勧められたので契約した。しかし、派遣された家庭教師は購入した学習教材を使用していない。話が違うので、解約したい。



アドバイス



本当にそんなに必要?
大量・高額な契約は慎重に!



そのまま
下のお子様にも
お使いいただけ
ますよ!

一度も使ってないのに...



◆家庭教師派遣で使用する教材として3年分、6年分といった大量の学習教材の購入を勧められ契約をしたが、実際には使用していない、といった相談が寄せられています。

◆一度に大量(長期)、高額な契約を勧誘された時は慎重に対応しましょう。教材を使用中に学習指導要領が変わることもありえます。また、お子さんと教材が合っているかなど、使ってみないとわからないこともあります。

◆訪問販売で購入した場合はクーリング・オフが可能な場合があります。また、事例のような家庭教師や教材の契約は法律の規制を受け、中途解約時にさまざまな交渉ができるケースがあります。契約書をよく読み、解約等の条件を確認してください。

◆困ったときは、身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

サイバーセキュリティ セミナー



インターネットでの消費者トラブル、コンピュータウイルスや個人情報の流出など、身近なサイバーセキュリティの現状と予防・対策について講演します。

- 日 時 2月6日(火) 13時30分から16時30分まで (開場13時)
- 場 所 横浜市開港記念会館
(横浜市中区本町1-6「JR関内駅」南口より徒歩約10分「日本大通り駅」1番出口より徒歩1分)
- 内 容 第1部 「情報セキュリティ10大脅威と対策
～職場に迫る脅威! 家庭に迫る脅威! ? 急がば回れの心構えでセキュリティ対策を～」
講師: 独立行政法人情報処理推進機構技術本部セキュリティセンター
情報セキュリティ技術ラボラトリー 研究員 土屋 正 氏
- 第2部 「ネットにおける消費者トラブルの現状と対策」
講師: 一般社団法人 ECネットワーク理事 原田 由里 氏
- 第3部 「そのWiFi、本当に大丈夫? ~WiFi利用に潜む落とし穴～」
講師: 神奈川県警察サイバー犯罪・サイバー攻撃対策プロジェクト員
- 定 員 150名 (申込多数の場合は抽選)
- 申 込 氏名、団体名、連絡先、手話通訳の有無を、**1月20日(土)**までにお知らせください。
抽選の結果、御参加いただけない場合は1月25日(木)までにご連絡します。
- 主 催 神奈川県、横浜市、神奈川県警察、NPO情報セキュリティフォーラム
- お問い合わせ **NPO情報セキュリティフォーラム事務局**
電話 045-311-8777 / FAX 045-311-8747 / メール isef@isef.or.jp

参加無料
お気軽に
ご参加ください



インターネット被害未然防止講座

インターネットを利用して、ワンクリック請求などの被害に遭ったり、ネットショッピングのトラブルに巻き込まれたりするケースが後を絶ちません。こうした被害に遭わないためにインターネットや消費生活について正しく理解し、行動するかしこい消費者になりませんか。

参加無料
お気軽に
ご参加ください



- 日 時 1月27日(土) から2月24日(土) までの毎週土曜日
午前の部: 10時から12時まで 午後の部: 14時から16時まで
- 会 場 1月27日 横浜地区: 情報科学専門学校 (横浜市神奈川区鶴屋町2-17 相鉄岩崎学園ビル)
2月3日は鎌倉、2月10日は川崎、2月17日は平塚、2月24日は横須賀で開催します。
詳しくは <http://www.isef.or.jp/life/index.html> でご確認ください。
- 定 員 午前・午後の部とも20名
- 内 容 受講者1人に1台のノートパソコンでネットトラブルを疑似体験していただきます。
その他、インターネットを利用する際の注意点などをお伝えします。
- 申込締切日 講座実施日の一週間前
- 申込み・問合せ先 申込締切日までに電話かFAXで、氏名、電話番号、希望日時をご連絡ください。
特定非営利活動法人 NPO情報セキュリティフォーラム「インターネット被害未然防止講座」係
電話: 045-311-8777 FAX: 045-311-8747

「平成29年度上半期 神奈川県内における消費生活相談概要」がまとまりました!

トピックス 訴訟をほのめかすハガキによる架空請求急増! お試しのつもりが定期購入の相談は依然高水準!
詳細はホームページをご覧ください。 ▶▶▶ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370221/p1198883.html>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局くらし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話: 045-312-1121(代表) / FAX: 045-312-3506